商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					
別表第二（第四十八条関係）					
商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
株式会社堂島取引所	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

改正前					
別表第二（第四十八条関係）					
商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
株式会社大阪堂島商品取引所	（略）	（略）	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。